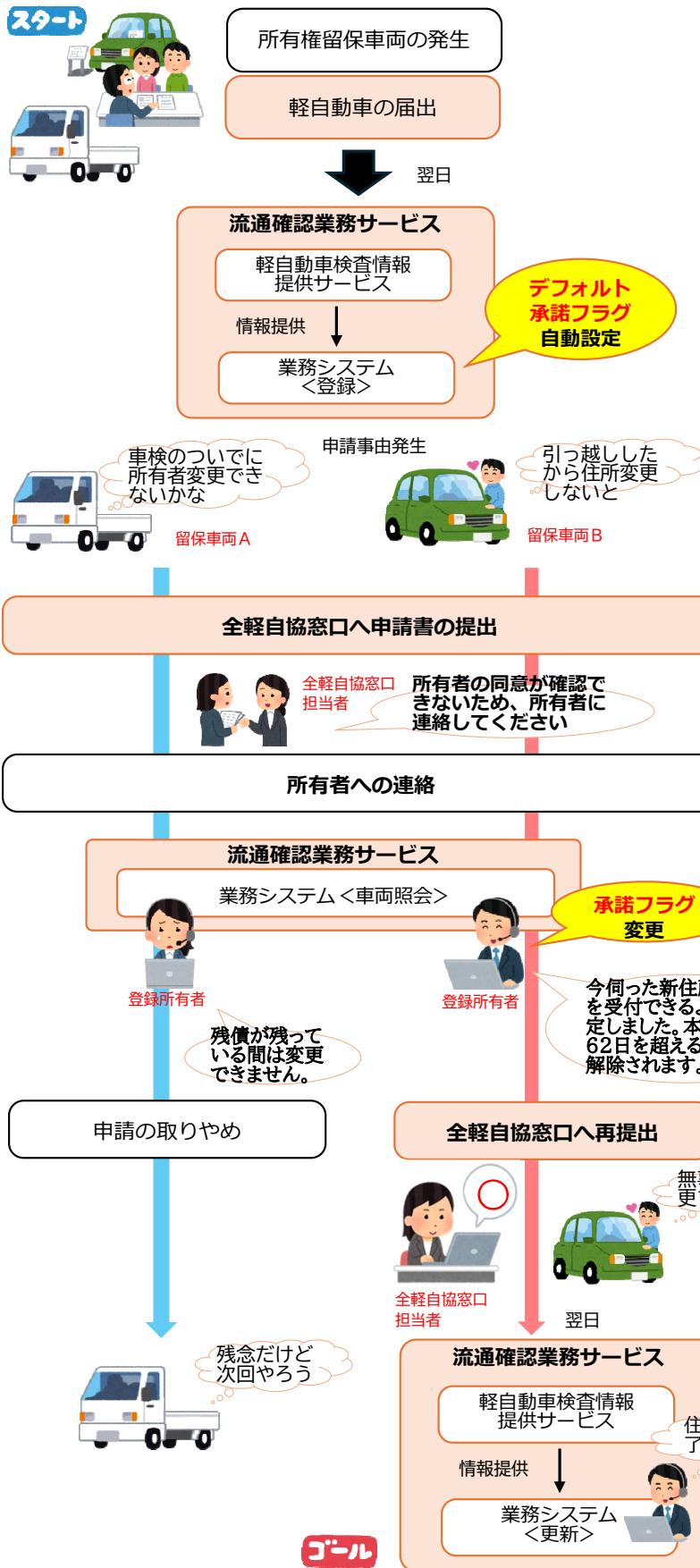


【フラグ説明資料A】申請に係るシステムの動きと承諾フラグの運用の流れについて

2025.04.14現在



①売買等により発生した所有権留保車両が届出をされると、申請日翌日に軽自動車検査情報提供サービスにより、車両情報が自動でシステムに登録されます。

②システム登録時に、予めシステムにて設定されている「デフォルト承諾フラグ」が自動的に設定されます。

③システムに登録されている間に、使用者の事情により、何らかの変更申請が行われる場合があります。

図では、留保車両Aは所有権解除、留保車両Bは住所変更を例としています。

④窓口ではシステムにて承諾フラグを確認します。（事前に承諾フラグを変更していない限り「デフォルト承諾フラグ」が設定）

承諾されていない申請は、登録所有者への連絡依頼をします。

⑤使用者から連絡を受けた登録所有者は、車両を特定し対応を回答します。

図では、留保車両Aは所有権解除を希望されましたが、残債があるため断っています。

留保車両Bは、新住所に限って申請を承諾するよう「承諾フラグ」を設定します。（使用者には設定当日含めて62日を超えると設定が解除されることを必ず説明）

⑥留保車両Bの使用者が再度申請を行います。窓口が承諾フラグを確認します。新住所限定で住所変更の申請を承諾されていることが確認できたため、申請を受付します。

⑦申請日翌日に軽自動車検査情報提供サービスにより、システムの車両情報が提供されるため、登録所有者は留保車両Bの住所が変更となっている事を確認できます。

【フラグ説明資料B】 承諾フラグの活用方法及び変更指定の入力文例などについて

2025.04.14新規作成

1. 所有権解除の承諾フラグが設定されている場合、申請内容に所有権解除を求めます。

全軽自協窓口は、申請内容に所有権解除の手続きが含まれている場合のみ受付します。所有権解除が含まれていない場合は、申請者に対し、登録所有者が所有権解除を希望

している旨を説明し「所有者連絡依頼書」を渡します。

なお、変更指定は使用できません。

所有者解除は変更指定の入力箇所はありません。

項目番号	手続種別	承諾状態 デフォルト	変更指定
1	所有権解除	<input type="checkbox"/>	
2	中古新規検査	<input type="checkbox"/>	

2. 各承諾フラグの変更指定の使用方法と入力文例

所有権解除以外の承諾フラグは、承諾状態にチェック入れることにより「変更指定」の欄が使用可能となります。

承諾するフラグ(手続種別)に対し、承諾条件を限定したり、連動手続種別(3以降で説明)の中で承諾しない手続を入力します。

変更指定の内容は、以下に留意し運用(入力)する必要があります。

① 承諾する申請手続きについて、登録所有者及び全軽自協窓口の認識が一致する内容

② 明確でわかりやすく、かつ短文(50文字以内)

つきましては、各承諾フラグの変更指定に使用する文章は、以下の入力例を参考に使用してください。



項目番号	手続種別	承諾状態 デフォルト	変更指定
1	所有権解除	<input type="checkbox"/>	
2	中古新規検査	<input type="checkbox"/>	
3	所有者氏名変更	<input type="checkbox"/>	承諾状態にチェックをいれると 変更指定に入力が可能になります
4	所有者住所変更	<input type="checkbox"/>	
5	使用者氏名変更	<input type="checkbox"/>	
6	使用者氏名変更 (同一人物への変更)	<input type="checkbox"/>	
7	使用者住所変更	<input checked="" type="checkbox"/>	

①変更指定に入力する文例	承諾条件を限定する場合の文例	
基本文 1	●●●●限る (●●には条件の具体的な内容を入力)	
入力例 ※1	使用想定の承諾フラグ	承諾内容
全軽太郎に限る	氏名が関係する承諾フラグ(項目5、6)	入力された氏名の申請に限り、承諾
	項目7:使用者住所変更	入力された氏名の申請(氏名の住所)に限り、承諾
全軽太郎の住所に限る	項目7:使用者住所変更	入力された氏名の住所の申請に限り、承諾
姓が全軽(名字)に限る	氏名が関係する承諾フラグ(項目5、6)	入力された姓の使用者の申請に限り、承諾
〇〇県〇〇市〇〇に限る	住所が関係する承諾フラグ (項目2、4、7、9、10、11、12、14)	入力された住所範囲に当てはまる申請に限り、承諾
〇〇県に限る		入力された住所範囲に当てはまる申請に限り、承諾
使用者住所に限る		使用者の住所と同じ申請に限り、承諾
使用者住所=本拠に限る		使用者住所と使用の本拠の位置が同じ申請に限り、承諾
〇〇ナンバーに限る	住所及び車両番号が関係する承諾フラグ (項目2、4、7、8、9、10、11、12、14)	入力している車両番号の管轄に当てはまる申請に限り、承諾
管轄「〇〇」に限る		入力している車両番号の管轄に当てはまる申請に限り、承諾

※1 個人名の例は「全軽太郎」。法人名の場合は正式名称を入力してください。

②連動がある承諾フラグの変更指定で入力する文例※2	
基本文 2	▲▲不可 (▲▲には略名を入力)
入力例 ※3	使用想定の承諾フラグ
番変不可	連動する承諾フラグがある承諾フラグ (項目5、7、9、10、11)
本拠変更不可	
使用者住所不可	※2 不可表現は、基本的に連動する承諾フラグ の変更指定に使用する。ただし、必要であれば他の承諾フラグでも使用可。
使用者名不可	

承諾フラグの
手続種別一覧

項目番号	手続種別
1	所有権解除
2	所有権留保
3	中古新規検査
4	自動車検査証記入申請
5	所有者氏名変更
6	所有者住所変更
7	使用者氏名変更
8	使用者氏名変更 (同一人物への変更)
9	使用者住所変更
10	車両番号変更
11	使用本拠位置変更
12	一時使用中止
13	解体・滅失・用途廃止・輸出
14	返納届出
	自動車検査証返納届出
	解体・滅失・用途廃止・輸出
	自動車検査証返納後の申請・届出
	所有者変更記録 (氏名変更)
	所有者変更記録 (住所変更)

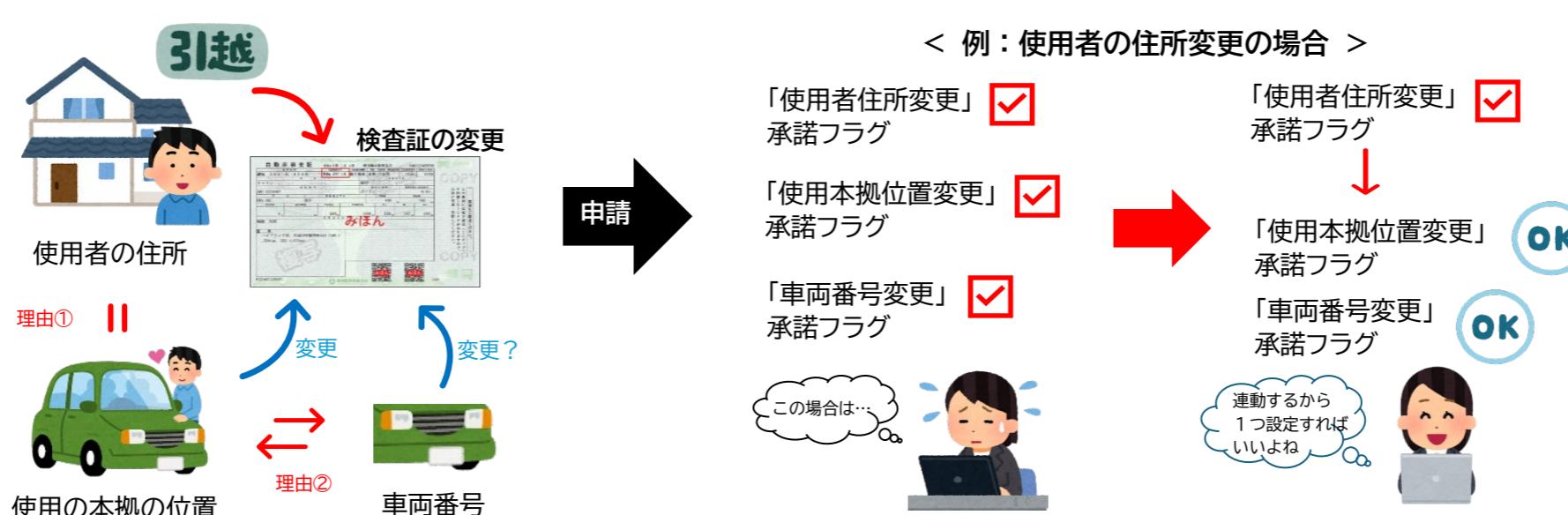
3. 一部の承諾フラグには、連動する承諾フラグがあります。

申請に住所変更が含まれる場合は、同時に変更となる手続種別が発生する申請が多くあります。

理由①	個人が使用者の場合は「新使用者の住所」と「使用の本拠の位置」が同じとなる。
理由②	車両番号の管轄は、「使用の本拠の位置」により決められ、管轄が異なる場合は、必ず車両番号が変更となる。

登録所有者の担当者等が複数の承諾フラグを設定するのは煩雑となるため、以下の手続種別の承諾フラグを承諾した場合は、連動手続種別も承諾しているものとして扱います。

連動する承諾フラグについては、次ページ以降をご確認ください。



(1)「使用者住所変更」の承諾フラグで連動する承諾フラグ

「使用者住所変更」の承諾フラグは、申請に伴って同時に変更が発生する「連動手続種別」についても、承諾(承諾フラグを設定)しているものとして扱います。

(注)連動の仕組みは申請者に「連動手続種別」の手続きを求めるものではないため、住所変更の申請に連動手続種別(項番8.9)が含まれていない場合も受付します。

			変更指定の内容				
承諾フラグ	連動する承諾フラグの使い方	連動手続種別			『無記入』の場合	承諾の条件を限定する、連動させたくない手続種別がある場合の文例	
連動が適用される承諾フラグ		項目番号	手續種別	略名※			
<input checked="" type="checkbox"/> (項番7)使用者住所変更	①『使用者住所変更』の承諾フラグが設定された場合、申請に伴って同時に発生する右の「連動手続種別」の申請も承諾したものとして扱います。 ②承諾する内容に指定がある場合や「連動手続種別」で承諾しない手続がある場合は、変更指定に入力します。	7 8 9	使用者住所変更 車両番号変更 使用本拠位置変更	使用者住所 番変 本拠変更	・具体的な記入がないため、使用者の住所であれば、地域は問わない。 ・「使用者住所変更」の申請に伴い、連動手続種別(項番8.9)が同時に変更が発生した場合でも承諾する。	●●●●に限る、▲▲不可 ※説明 ●●●●は、条件の具体的な内容を入力。 ▲▲は連動手続種別の略名を入力。	※略名等は完全一致しなくても、判別が出来れば可

項目番号	手續種別			承諾状態	変更指定
				デフォルト	
1	所有権解除			<input type="checkbox"/>	
2	中古新規検査			<input type="checkbox"/>	
3	所有者氏名変更			<input type="checkbox"/>	承諾する手続種別に対して、以下の①②があれば変更指定に入力する
4	所有者住所変更			<input type="checkbox"/>	①承諾条件を限定する【●●に限る】
5	使用者氏名変更			<input type="checkbox"/>	②連動手続種別の内、承諾しない手続がある【▲▲不可】
6	使用者氏名変更 (同一人物への変更)			<input type="checkbox"/>	※書き方は各文例を参照願います
7	使用者住所変更			<input checked="" type="checkbox"/>	
8	車両番号変更			<input type="checkbox"/>	
9	使用本拠位置変更			<input type="checkbox"/>	
10	一時使用中止			<input type="checkbox"/>	
11	解体・滅失・用途廃止・輸出			<input type="checkbox"/>	
12	解体・滅失・用途廃止・輸出			<input type="checkbox"/>	
13	所有者変更記録 (氏名変更)			<input type="checkbox"/>	
14	所有者変更記録 (住所変更)			<input type="checkbox"/>	

「使用者住所変更」の入力・連動例(単独、複合)

例	承諾する内容	承諾するフラグ	連動手続種別			変更指定
			手續種別	項目番号	手續種別	
住所変更1	①使用者の住所であれば、住所の地域等は問わない ②使用者住所変更の連動手続種別は全て承諾 ③使用者住所と使用の本拠の位置が同一の場合のみ承諾	使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所	使用者住所=本拠に限る
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
住所変更2	①使用者の住所として申請できるのは○○県内の範囲に限定 ②使用者住所変更の連動手続種別は全て承諾 注)この書き方では、使用の本拠の位置は限定されません。	使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所	○○県内に限る
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
住所変更3 (1+2の場合)	①使用者の住所として申請できるのは○○県○○市内の範囲に限定 ②使用者住所変更の連動手続種別は全て承諾 ③使用者住所と使用の本拠の位置が同一の場合のみ承諾	使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所	○○県○○市内・使用者住所=本拠に限る
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
改姓	①申請できる使用者は同一人物に限る ②使用者の住所であれば、住所の地域等は問わない ③使用者住所変更の連動手続種別は全て承諾する	使用者氏名変更(同一人物への変更)(6) <input checked="" type="checkbox"/>	(連動手続種別はない)			(無記入)
			使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所
				8	車両番号変更	番変
名変1	①申請できる使用者の姓を限定※ ②使用者の住所であれば、住所の地域等は問わない ③使用者住所変更の連動手続種別は全て承諾 ※家族に限る場合など	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	(連動手続種別はない)			姓が全軽(名字)に限る
			使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所
				8	車両番号変更	番変
名変2	①申請できる使用者を指定 ②使用者の住所であれば、住所の地域等は問わない ③使用者住所変更の連動手続種別は全て承諾	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	(連動手続種別はない)			全軽太郎に限る
			使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所
				8	車両番号変更	番変
名変3	①申請できる使用者を指定 ②使用者の住所であれば、住所の地域等は問わない ③使用者住所変更の連動手続種別のうち、番号変更は承諾しない	使用者氏名変更(5)	(連動手続種別はない)			全軽太郎に限る
			使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所
				8	車両番号変更	番変
名変4	①申請できる使用者を指定 ②使用者の住所は○○県○○市内の範囲に限定 ③使用者住所変更の連動手続種別のうち、番号変更は承諾しない	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	(連動手続種別はない)			番変不可
			使用者住所変更(7) <input checked="" type="checkbox"/>	7	使用者住所変更	使用者住所
				8	車両番号変更	番変
				9	使用本拠位置変更	本拠変更

(2)「使用本拠位置変更」の承諾フラグで連動する承諾フラグ

「使用本拠位置変更」の承諾フラグは、申請に伴って同時に変更が発生する「連動手続種別」についても、承諾(承諾フラグを設定)しているものとして扱います。

承諾フラグ			連動する承諾フラグの使い方	連動手続種別			「無記入」の場合の作用	変更指定	
連動が適用される承諾フラグ	項目番号	手続種別		項目番号	手續種別	略名※		承諾の条件を限定する、連動させたくない手続種別がある場合の文例	
<input checked="" type="checkbox"/> (項目番号) 使用本拠位置変更	①『使用本拠位置変更』の承諾フラグが設定された場合、申請に伴って同時に発生する右の「連動手続種別」の申請も承諾したものとして扱います。 ② 承諾する内容に指定がある場合や「連動手続種別」で承諾しない手続がある場合は、変更指定に入力します。	8 車両番号変更 9 使用本拠位置変更	番変 本拠変更	※略名等は完全一致しなくても、判別が出来れば可	・使用の本拠の位置の住所地は問わない。 ・「使用本拠位置変更」の申請に伴い、連動手続種別(項目番号8)が同時に変更が発生した場合でも承諾する。	●●●●に限る、▲▲不可 ※説明 ●●●●は、条件の具体的な内容を入力。 ▲▲は連動手続種別の略名を入力。			

※使用の本拠の位置の変更は、申請時の書面提出が不要な手続きとなります。無記入の場合はご留意ください。

項目番号	手続種別	承諾状態	変更指定
1	所有権解除	□	
2	中古新規検査	□	
3	所有者氏名変更	□	
4	所有者住所変更	□	
5	使用者氏名変更	□	
6	使用者氏名変更(同一人物への変更)	□	承諾する手続種別に対して、以下の①②があれば変更指定に入力する ①承諾条件を限定する【●●に限る】 ②連動手続種別の内、承諾しない手続がある【▲▲不可】
7	使用者住所変更	□	
8	車両番号変更	□	
9	使用本拠位置変更	✓	
10	一時使用中止	□	
11	解体・滅失・用途廃止・輸出	□	
12	解体・滅失・用途廃止・輸出	□	
13	所有者変更記録(氏名変更)	□	
14	所有者変更記録(住所変更)	□	

「使用本拠位置変更」の入力・連動例

例	承諾する内容	承諾するフラグ		連動手続種別			変更指定
		手続種別	項目番号	手續種別	略名※	入力内容	
使用の本拠の位置の変更	①使用の本拠の位置の住所地は指定しない(ただし、以下②により、番号変更が発生しない範囲) ②使用者住所変更の連動手続種別(番号変更)は承諾しない	使用本拠位置変更(9) <input checked="" type="checkbox"/>	8	車両番号変更	番変	番変不可	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更		

4. 承諾フラグが複数設定されている場合の全軽自協窓口の判断順及び対応例について

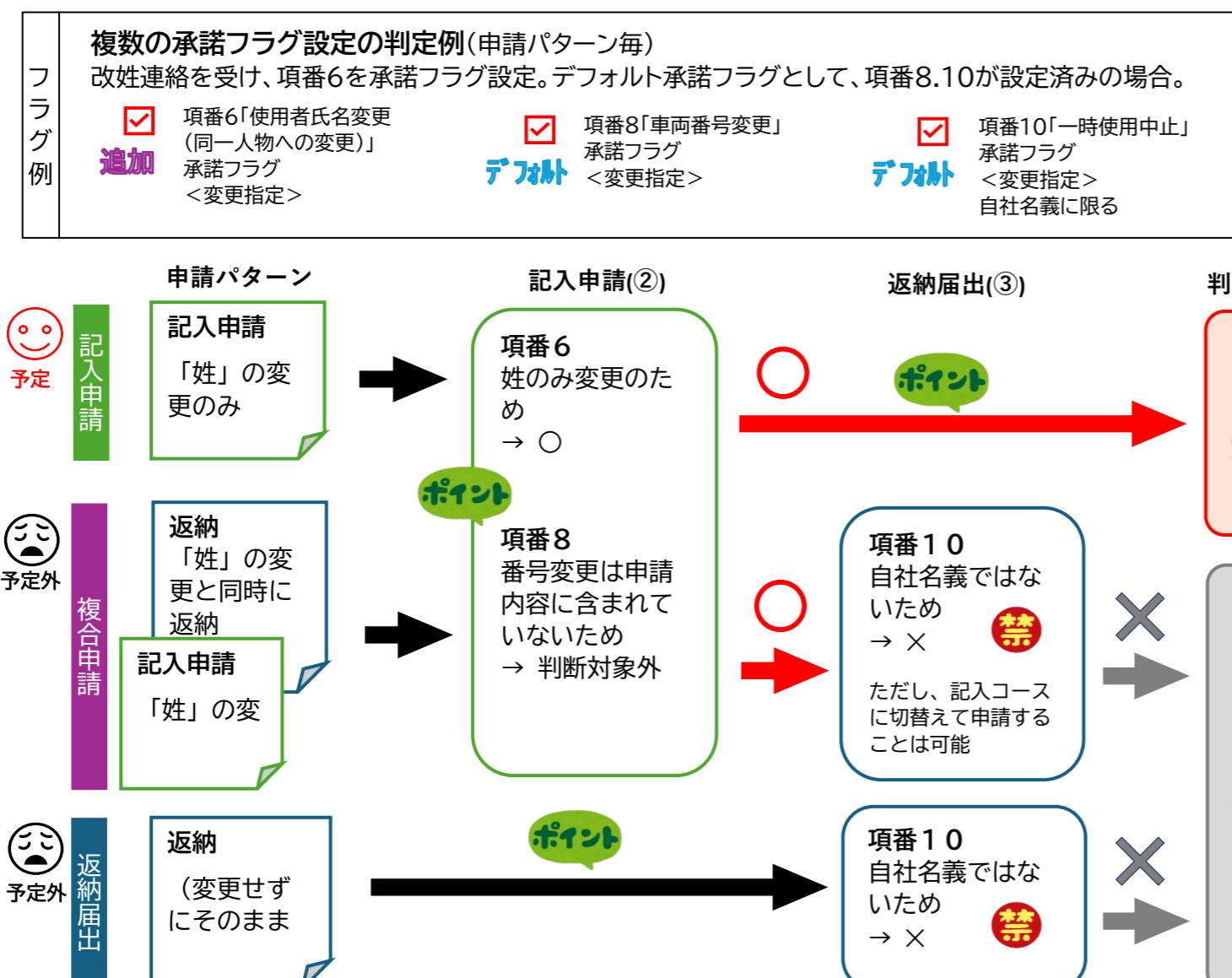
所有権解除以外の承諾フラグは、システム上、複数設定が可能となっております。

複数の承諾フラグを活用することで、申請承諾の連絡件数を削減しつつ、意に添わない・予定外の申請を防ぐことも可能となります。

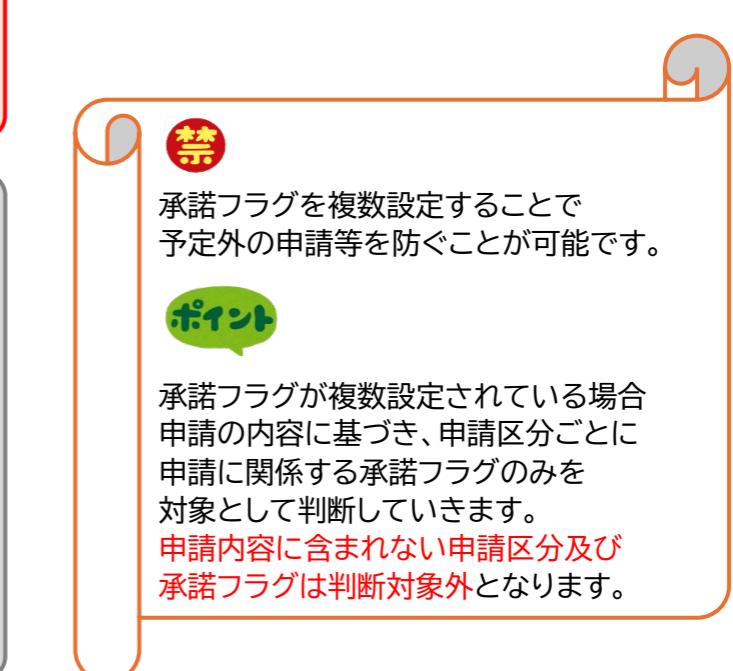
複数の承諾フラグが設定されている車両については、窓口は申請区分ごとに以下の順番で判断します。

判断順位 ① 中古新規検査 → ② 記入申請 → ③ 返納届出 → ④ 返納後の申請・届出

使用者からの依頼により追加で承諾フラグを設定する等、車両に複数の承諾フラグが設定されている場合の全軽自協窓口における判断の例を以下に入力します。



項目番号	手続種別
1	所有権解除
2	所有権留保
3	中古新規検査 → ①
4	自動車検査証記入申請
5	所有者氏名変更
6	所有者住所変更
7	使用者氏名変更
8	使用者氏名変更(同一人物への変更)
9	使用者住所変更
10	車両番号変更
11	使用本拠位置変更
12	一時使用中止
13	解体・滅失・用途廃止・輸出
14	解体・滅失・用途廃止・輸出



5. 使用者を登録所有者にするための変更指定の定型文<自社名義に限る>と連動する承諾フラグ

所有権留保車両を売買(回収)又は返納する場合には、検査証の使用者氏名・住所を登録所有者自身に変更するルールとなっている登録所有者が多いと考えております。

登録所有者の担当者等が複数の承諾フラグを設定するのは煩雑となるため、以下の手続種別の承諾フラグを承諾し、変更指定に「自社名義に限る」と入力した場合は、連動手続種別も承諾しているものとして扱います。

自社名義の定義	「使用者の氏名」「使用者の住所」が、登録所有者となっていることを「自社名義」と呼びます。なお、『所有者判別条件表』内に記載がある名称及び住所の場合でも、同一登録所有者とし、自社名義と判断します。
---------	---

区分	設定可能フラグ	連動する承諾フラグの使い方	連動手続種別			「自社名義に限る」のみの場合の作用	連動させたくない手続種別がある場合の文例
			項目番号	手續種別	(略表現)		
記入申請	<input checked="" type="checkbox"/> 使用者氏名変更(5)	①『使用者氏名変更』の承諾フラグを設定し、変更指定に『自社名義に限る』と入力された場合、申請に伴って同時に発生する右の「連動手続種別」の申請も承諾したものとして扱います。 ② 承諾する内容に指定がある場合や「連動手続種別」で承諾しない手続がある場合は、変更指定に入力します。	5	使用者氏名変更	使用者名	・使用者の氏名・住所を登録所有者(自社)の名義にする申請のみ承諾 ・登録所有者の名義にする申請に伴い、連動手続種別(項目番号7～9)が同時に変更が発生した場合でも承諾する。	▲▲不可 ※説明 ▲▲は連動手続種別の略名を入力。
			7	使用者住所変更	使用者住所		
			8	車両番号変更	番変		
			9	使用本拠位置変更	本拠変更		
返納	<input checked="" type="checkbox"/> ・一時使用中止(10) ・解体・滅失・用途廃止・輸出(11)	①返納の承諾フラグを設定し、変更指定に『自社名義に限る』と入力された場合、申請に伴って同時に発生する右の「連動手続種別」の申請も承諾したものとして扱います。 ② 承諾する内容に指定がある場合や「連動手続種別」で承諾しない手続がある場合は、変更指定に入力します。	5	使用者氏名変更	使用者名	・返納の申請時において、使用者の氏名・住所が登録所有者(自社)の名義である車両の申請のみ承諾 ・申請に伴い、連動手続種別(項目番号5.7～9)が同時に変更が発生した場合でも承諾する。(名義変更のち返納)	
			7	使用者住所変更	使用者住所		
			8	車両番号変更	番変		
			9	使用本拠位置変更	本拠変更		

項目番号	手続種別	承諾状態 デフォルト	変更指定
1	所有権解除	<input type="checkbox"/>	
2	中古新規検査	<input type="checkbox"/>	
3	定型文『自社名義に限る』 『使用者氏名変更』 の連動手続		
4	所有者氏名変更	<input type="checkbox"/>	
5	所有者住所変更	<input type="checkbox"/>	
6	使用者氏名変更	<input checked="" type="checkbox"/>	自社名義に限る
7	使用者氏名変更（同一人物への変更）	<input type="checkbox"/>	
8	使用者住所変更	<input type="checkbox"/>	
9	車両番号変更	<input type="checkbox"/>	
10	使用本拠位置変更	<input type="checkbox"/>	
11	自動車検査証記入申請		
12	一時使用中止	<input type="checkbox"/>	
13	自動車検査返納届出		
14	解体・滅失・用途廃止・輸出	<input type="checkbox"/>	
15	自動車検査返納後の申請・届出		
16	解体・滅失・用途廃止・輸出	<input type="checkbox"/>	
17	申請できる使用者を登録所有者自身に限定し 以下の②があれば、変更指定に追加入力する		
18	①定型文を入力【自社名義に限る】		
19	②連動手続種別の内、承諾しない手続がある 【▲▲不可】		

「自社名義に限る」の入力・連動例(単独、複合、同時申請限定)

例	承諾する内容	承諾するフラグ	連動手続種別			変更指定
		手続種別	項目番号	手続種別	略名※	
(単独) 自社名義1	①申請できる使用者の氏名・住所は登録所有者自身の名義に限定 ②連動手続種別は全て承諾	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	5	使用者氏名変更	使用者名	自社名義に限る
			7	使用者住所変更	使用者住所	
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
(単独) 自社名義2	①申請できる使用者の氏名・住所は登録所有者自身の名義に限定 ②連動手続種別のうち、使用の本拠の位置の変更是承諾しない	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	5	使用者氏名変更	使用者名	自社名義に限る、本拠変更不可
			7	使用者住所変更	使用者住所	
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
(複合) 自社名義3	①申請できる使用者の氏名・住所は登録所有者自身の名義に限定 ②連動手続種別は全て承諾 ③ただし、使用の本拠の位置の住所を特定のものに指定する	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	5	使用者氏名変更	使用者名	自社名義に限る
			7	使用者住所変更	使用者住所	
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
		使用本拠位置変更(9) <input checked="" type="checkbox"/>	8	車両番号変更	番変	○○県○○市○○町○-○に限る
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
(複合) 自社名義の返納1	◆項目番号5と10の両方が設定された場合① ①申請できる使用者の氏名・住所は登録所有者自身の名義に限定 ②連動手続種別は全て承諾 ③名義が自社名義でない場合は、名義変更のみの申請でも承諾(返納申請は求めない)	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	5	使用者氏名変更	使用者名	自社名義に限る
			7	使用者住所変更	使用者住所	
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
		一時使用中止(10) <input checked="" type="checkbox"/>	(連動手続種別は使用者氏名変更(5)と同じ)			自社名義に限る
			(連動手続種別は使用者氏名変更(5)と同じ)			
(複合・同時申請限定) 自社名義の返納2	◆項目番号5と10の両方が設定された場合② ①申請できる使用者の氏名・住所は登録所有者自身の名義に限定 ②自社名義に変更する場合は、返納と同時申請に限定 ③連動手続種別は全て承諾	使用者氏名変更(5) <input checked="" type="checkbox"/>	5	使用者氏名変更	使用者名	返納と同時・自社名義に限る
			7	使用者住所変更	使用者住所	
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
		一時使用中止(10) <input checked="" type="checkbox"/>	(連動手続種別は使用者氏名変更(5)と同じ)			自社名義に限る
			(連動手続種別は使用者氏名変更(5)と同じ)			
(単独・同時申請限定) 自社名義の返納3	①申請できる使用者の氏名・住所は登録所有者自身の名義に限定 ②連動手続種別は全て承諾(自社名義で返納するために、返納時に名義変更をする場合は承諾)	一時使用中止(10) <input checked="" type="checkbox"/>	5	使用者氏名変更	使用者名	自社名義に限る
			7	使用者住所変更	使用者住所	
			8	車両番号変更	番変	
			9	使用本拠位置変更	本拠変更	
		※解体・滅失・用途廃止・輸出(11)の場合でも同じ				返納の承諾フラグのみ承諾・変更指定を入力すると、返納前提の自社名義への変更(同時申請)のみに限定されます。

【フラグ説明資料C】一覧：各手続種別の（変更指定：無記入）が承諾されていた場合の全軽自協窓口の動き

承諾フラグの役割：項番1「所有権解除」は所有権解除を促すフラグ、項番2~14のフラグは、所有権を保持していれば指定した申請は通せるようにするフラグ

2025.04.14現在

項目番号	（承諾フラグ一覧）手続種別 連動関連項目	各手続種別（変更指定：無記入）が承諾されていた場合の全軽自協窓口の動き											
		受付する申請・届出					項目番号	活用例、注意点など			受付できない申請等が提出された場合		
1	所有権解除	「新所有者が登録所有者ではない」全ての申請					1	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権留保する理由がなくなった場合に承諾 ・申請内容について、所有権を解除を含む申請にするように要請するが、それ以外の内容（申請の種類、使用者欄）については指定できない。 			◆登録所有者が所有権解除を希望している旨を申請者に説明。 ◆所有権解除されない場合は、連絡依頼書を用いて、登録所有者への連絡を依頼。		
以下の手続種別（2~14）は、所有権留保を保持しつつ、申請受付を承諾する手続きとなります。													
2	所有権留保	中古新規検査 ※1 返納された車両は、原則として使用者については確認しません。	「新所有者が登録所有者」の新規検査（中古車）申請					<ul style="list-style-type: none"> ・返納時に所有権留保をしている車両を再度使用するとき、所有権留保を保持していれば、申請を承諾 ・再度使用する際の使用者を指定する場合は、変更指定の入力により限定が必要 			（項番2~14の対応は全て同じ） ◆登録所有者の同意が確認できない申請内容である旨を申請者に説明。 ◆連絡依頼書を用いて、登録所有者への連絡を依頼。		
3	自動車検査証記入申請	所有者氏名変更	「新所有者氏名」以外の変更がない記入申請					<ul style="list-style-type: none"> <所有者氏名変更、所有者住所変更> ・この承諾フラグは、変更指定に入力して使用する想定（無記入だと所有権解除と同じ効力になる） ・統合等により社名や所在地が変更となった際、システム内の情報変更期間中は変更指定に新社名等を入力しておくと、新社名等での申請可能 ・売買により他社の所有権留保車とする場合、変更指定に売却先の会社名等を入力（会社名は正式名称を入力） 			【所有者の「変更なし」の範囲】 ◆申請時の新所有者の氏名・住所と旧所有者の氏名・住所に相違があったとしても、両方とも『所有者判別条件表』内に入力がある内容の場合は、同一登録所有者と判断し「変更なし」とします。		
4		所有者住所変更	「新所有者住所」以外の変更がない記入申請					<ul style="list-style-type: none"> ・業務実態から変更指定に条件を入力して使用する想定 ・（変更指定なしの例）所有権留保を保持していれば、翌日システムで新使用者を確認できるため、使用者（氏名）を変更する申請は承諾 ・（変更指定に定型文「自社名義に限る」と入力した場合）他の承諾フラグが連動して承諾される。詳細はフラグ説明資料B参照 					
5		使用者氏名変更 連動関連項目	「新使用者氏名」以外の変更がない記入申請					<ul style="list-style-type: none"> ・業務実態から変更指定に条件を入力して使用する想定 ・（変更指定なしの例）所有権留保を保持していれば、翌日システムで新使用者を確認できるため、使用者（氏名）を変更する申請は承諾 ・（変更指定に定型文「自社名義に限る」と入力した場合）他の承諾フラグが連動して承諾される。詳細はフラグ説明資料B参照 					
6		使用者氏名変更（同一人物への変更）	「使用者の改姓又は改名」以外の変更がない記入申請					<ul style="list-style-type: none"> ・所有権留保を保持していれば、使用者氏名（改姓・改名）を変更する申請を承諾 ・ただし、申請時に必要な「使用者の氏名の変更の事実が確認できる書面」にて旧姓・旧名が確認できる場合に限る 					
7		使用者住所変更 連動関連項目	「新使用者住所」以外の変更がない記入申請					<ul style="list-style-type: none"> ・所有権留保を保持していれば、使用者（住所）を変更する申請を承諾 ・承諾フラグが設定されていない場合でも、他の承諾フラグの設定により連動して承諾される場合や、逆に設定により他の承諾フラグを承諾させることが出来る。詳細はフラグ説明資料B参照 					
8		車両番号変更 連動関連項目	「車両番号」以外の変更がない記入申請					<ul style="list-style-type: none"> ・車両番号だけを変更する申請は承諾 ・車両番号の管轄等、変更の範囲を限定する場合は変更指定を活用 ・承諾フラグが設定されていない場合でも、他の承諾フラグにより連動して承諾される場合がある。詳細はフラグ説明資料B参照 					
9		使用本拠位置変更 連動関連項目	「使用の本拠の位置」以外の変更がない記入申請					<ul style="list-style-type: none"> ・変更の範囲等を限定する場合は、変更指定を活用 ・承諾フラグが設定されていない場合でも、他の承諾フラグの設定により連動して承諾される場合や、逆に設定により他の承諾フラグを承諾させることが出来る。詳細はフラグ説明資料B参照 					
10	自動車検査証返納届出	一時使用中止 連動関連項目	検査証の記載に変更がない返納（一時使用中止）					<ul style="list-style-type: none"> <一時使用中止、※2の返納届出> ・検査証の内容に変更がない（つまり、所有権留保を保持している）自動車検査証返納届出は承諾 ・仮に返納予定であっても、検査証の記載を変更する場合は、記入申請が必要（返納時には使用者欄を変更できない） ・（変更指定に定型文「自社名義に限る」と入力した場合）他の承諾フラグが連動して承諾される。詳細はフラグ説明資料B参照 					
11		解体・滅失・用途廃止・輸出 ※2 連動関連項目	検査証の記載に変更がない返納（※2）					<ul style="list-style-type: none"> （ご注意）所有権留保のまま、①一時使用中止を行った場合…返納後も流通確認を継続、②※2の返納届出を行った場合…流通確認対象外となります。（国内で流通しないため） 					
12		自動車検査証返納後の申請・届出 ※3 返納後は、使用者を変更できる申請はありません。	解体・滅失・用途廃止・輸出 ※2	返納（一時使用中止）から変更がない申請・届出（※2）					<ul style="list-style-type: none"> ・返納（一時使用中止）した車両について、所有権留保を保持していれば、※2の申請及び届出を承諾 ・※2の返納届出を行った場合、流通確認対象外の車両となります。（国内で流通しないため） 				
13		所有者変更記録（氏名変更）	「新所有者氏名」以外の変更がない所有者変更記録申請					<ul style="list-style-type: none"> <所有者変更記録の氏名変更・住所変更> ・この承諾フラグは、変更指定に入力して使用する想定（無記入だと所有権解除と同じ効力になる） ・統合等により社名や所在地が変更となった際、システム内の情報変更期間中は変更指定に新社名等を入力しておくと、新社名等での申請可能 ・売買により他社の所有権留保車とする場合、変更指定に売却先の会社名等を入力（会社名は正式名称を入力） 					
14			「新所有者住所」以外の変更がない所有者変更記録申請					<ul style="list-style-type: none"> ・業務実態から変更指定に条件を入力して使用する想定 ・（変更指定なしの例）所有権留保を保持していれば、翌日システムで新使用者を確認できるため、使用者（氏名）を変更する申請は承諾 ・（変更指定に定型文「自社名義に限る」と入力した場合）他の承諾フラグが連動して承諾される。詳細はフラグ説明資料B参照 					

【フラグ説明資料D】デフォルト承諾フラグの変更指定の説明及び入力例

2025.04.14現在

デフォルト承諾フラグとは	所有権留保車両が初めてシステムに登録される際に自動的に設定される承諾フラグ。システムに登録する全ての車両に対して、「所有権留保中に申請できる手続きの種類」(連絡なしでも申請受付する手続)を指定可能。
設定対象車両	システムに初めて登録する所有権留保車両全て(自動)
変更指定とは	承諾されている手続き(承諾フラグ)に対し、必要に応じて変更指定に入力が可能。
連動する承諾フラグ	特定の承諾フラグは、承諾することにより、申請に伴い変更が生じた「連動手続種別」についても承諾する仕様となっています。(詳細は、フラグ説明資料B参照)
利用上のご注意	① デフォルト承諾フラグで選択した手続種別は、車両管理の担当者等の関係先に周知をお願いします。 ② 各手続種別の変更指定を使用する場合は、流通確認時に全軽自協窓口で判断可能な内容に限ります。また、変更指定の内容は申請者への対応時に申請者に伝達することができます。 ③ 変更指定は、全軽自協窓口が「登録所有者への連絡依頼」以外の対応をする内容は入力できません。 ④ デフォルト承諾フラグを変更する場合は、変更後にシステム登録される車両から適用となります。既に登録されている車両の承諾フラグを変更する場合は、別途承諾フラグ一覧の更新作業が必要となります。
変更指定の内容	変更指定の内容によっては、修正をお願いする場合があります。

項目番号	手続種別		項目番号	デフォルト承諾フラグの変更指定	
	…連動手続種別となる手続種別(詳細はフラグ説明資料B参照)			入力例 (文字数:全半角50文字まで)	入力例説明
2	所有権留保	中古新規検査	2	返納時と同じ使用者(氏名・住所)に限る	再度使用する場合は、返納時の使用者と同じ氏名・住所であれば申請を受付可能とする。
3		自動車検査証記入申請	3	新社名「○○株式会社」に限る	(社名変更発生時)システムの登録所有者情報の変更期間中に新社名で申請があった際に受付可能とする。
4		所有者住所変更	4	新住所「○○県○○市○○…」に限る	(移転発生時)システムの登録所有者情報の変更期間中に新住所で申請があつた際に受付可能とする。
5		使用者氏名変更 <small>連動関連項目</small>	5	[A]自社名義に限る [B]自社名義に限る、番変不可	[A]・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請を受付可能とする。 ・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承諾する。 (連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照) [B]・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請は受付可能だが、車両番号変更が含まれる場合は受付不可とする。 ・申請に伴い、連動手続種別のうち、「車両番号変更」だけは承認しない。 (連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)
6		使用者氏名変更(同一人物への変更)	6	[A]姓名のうち、同名であれば書面確認不要 [B]改姓に限る	[A]名が同じであれば書面確認不要で受付可能とする。 (変更指定がない場合は申請時の書面による旧姓確認が必須) [B]改姓のみを受付可能とする。 (変更指定がない場合は改姓と改名ともに承諾)
7		使用者住所変更 <small>連動関連項目</small>	7	○○県○○市内に限る	・住所変更先が入力された範囲であれば申請を受付可能とする。 ・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承諾する。 (連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)
8		車両番号変更 <small>連動関連項目</small>	8	同一管轄に限る	・車両番号変更の申請について、新車両番号が同じ管轄内であれば受付可能とする。
9		使用本拠位置変更 <small>連動関連項目</small>	9	○○県○○市内に限る	・変更先が入力された範囲であれば申請を受付可能とする。 ・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承諾。 (連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)
10		自動車検査証返納届出	10	自社名義に限る	・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請は受付可能とする。 ・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承諾。 (連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)
11		解体・滅失・用途廃止・輸出 <small>連動関連項目</small>	11	[A]自社名義に限る [B]「○○」届出に限る	[A]・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請は受付可能とする。 ・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承諾。 (連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照) [B]解体・滅失・用途廃止・輸出届出のうち、承諾する届出を限定する場合に使用。
12		自動車検査証返納後の申請・届出	12	(想定なし)	・使用する場合は、項目10、11の変更指定に沿った内容にする必要があります。
13		解体・滅失・用途廃止・輸出	13	新社名「○○株式会社」に限る	(社名変更発生時)システムの登録所有者情報の変更期間中に新社名で申請があつた際に受付可能とする。
14		所有者変更記録(氏名変更)	14	新住所「○○県○○市○○…」に限る	(移転発生時)システムの登録所有者情報の変更期間中に新住所で申請があつた際に受付可能とする。

承諾内容による設定例①	承諾する手続種別	項目番号	変更指定	解説
車両番号変更のみ、使用者の住所変更(連動手続種目含む)の申請は受付可能とする。(留保中であれば、申請日翌日に変更後情報が確認できるため)	使用者住所変更	7	(無記入)	・住所変更が伴わない番号変更のみでも受付可能とするため、車両番号変更(項目8)を設定。(項目8は連動手続種別はなし。)
	車両番号変更	8	(無記入)	・使用者住所変更(項目7)の変更指定を無記入で設定し、申請に伴い連動手続種別の変更が発生した場合も受付可能とする。(連動手続種別は「車両番号変更」「使用本拠位置変更」詳細はフラグ説明資料B参照)
	使用本拠位置変更	9	※「使用者住所変更」の連動手続種別として承諾	

承諾内容による設定例②	承諾する手続種別	項目番号	変更指定	解説
車両番号変更のみ、指定した管轄範囲内の使用者の住所変更(連動手続種目含む)の申請は受付可能とする。	使用者住所変更	7	管轄は「○○」に限る	・住所変更が伴わない番号変更のみでも受付可能とするため、車両番号変更(項目8)を設定。(項目8は連動手続種別はなし。)
	車両番号変更	8	(無記入)	・使用者住所変更(項目7)の変更指定に車両番号の管轄を入力することにより住所変更先の範囲を限定して受付可能とする。また申請に伴い連動手続種別の変更が発生した場合も申請可能にする。(連動手続種別は「車両番号変更」「使用本拠位置変更」詳細はフラグ説明資料B参照)
	使用本拠位置変更	9	※「使用者住所変更」の連動手続種別として承諾	

承諾内容による設定例③	承諾する手続種別	項目番号	変更指定	解説
管轄が変わらない車両番号変更是受付可能とする。	車両番号変更	8	同一管轄に限る	・車両番号変更(項目8)の変更指定に入力し、車両番号変更の申請時の新車両番号の管轄を限定する。(連動手続種別はなし。)

【フラグ説明資料E】承諾フラグ(変更時)の変更指定の説明及び入力例

2025.04.14現在

承諾フラグとは	システムに登録している車両毎に「所有権解除」もしくは「所有権留保中だが申請を承諾した手続きの種類」を指定。
設定対象車両	システムに登録している車両(変更)
変更指定とは	承諾されている手続き(承諾フラグ)に対し、必要に応じて変更指定に入力が可能。
連動する承諾フラグ	特定の承諾フラグは、承諾することにより、申請に伴い変更が生じた「連動手続種別」についても承諾する仕様となっています。(詳細は、フラグ説明資料B参照)
利用上のご注意	<p>①「デフォルト承諾フラグ」と異なる「承諾フラグ」(変更指定のみの変更含む)を設定した場合、設定した日を含めて62日間限定の設定となり、経過後は「デフォルト承諾フラグ」に自動修正されます。使用者には期限内の再申請の案内をお願いします。(ただし、「所有権解除」フラグは無期限となります。)</p> <p>②上記①の設定をした場合、当該申請が行われた後も62日間は設定されたままで自動修正されませんので、変更指定には申請内容を限度で内容を入力しておくことをお勧めします。</p> <p>③各手続種別の変更指定を使用する場合は、流通確認時に全軽自協窓口で判断可能な内容に限ります。また、変更指定の内容は申請者への対応時に申請者に伝達することができます。</p> <p>④変更指定は、全軽自協窓口が「登録所有者への連絡依頼」以外の対応をする内容は入力できません。</p> <p>⑤変更指定の内容について確認事項がある場合は、全軽自協窓口から登録所有者の担当者へ連絡します。</p>
変更指定の内容	変更指定の内容によっては、修正をお願いする場合があります。

以下の例は、使用者からの事前の申出等によって、当該使用者の車両の承諾フラグを変更する場合です。

(デフォルト承諾フラグと同じ入力例がありますが、デフォルト承諾フラグの変更指定は無記入の場合を想定しています。)

項目番号	手続種別		項目番号	承諾フラグ(変更時)の変更指定		
	連動関連項目	…連動手続種別となる手続種別(詳細はフラグ説明資料B参照)		入力例 (文字数:全半角50文字まで)	入力例説明	
1	所有権解除		1	所有権解除については変更指定を使用できません。		
2	所有権留保	中古新規検査	2	<p>[A]返納時と同じ使用者(氏名・住所)に限る</p> <p>[B]使用者名/全軽太郎、住所/△△市△△…に限る</p>	<p>[A]再度使用する場合は、返納時の使用者と同じ氏名・住所であれば申請を承諾。</p> <p>[B]再度使用する場合は、入力している使用者の内容と一致する申請のみ承諾。(文字数に限度があるため、住所は範囲的に入力することも可)</p>	
3		自動車検査証記入申請	3	「〇〇株式会社」に限る	(売買により所有権を他社に移転)譲渡先の会社名を入力し、一致する申請のみ承諾。	
4			4	「〇〇県〇〇市〇〇…」に限る	(売買により所有権を他社に移転)譲渡先の会社の住所を入力し、一致する申請のみ承諾。	
5		使用者氏名変更 連動関連項目	5	<p>[A]自社名義に限る</p> <p>[B]自社名義に限る、番変不可</p> <p>[C]全軽太郎に限る</p>	<p>[A]・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請は承諾。</p> <p>・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承諾。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p> <p>[B]・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請は承認するが、車両番号変更は承認しない。</p> <p>・申請に伴い、変更が発生する連動手続種別のうち、「車両番号変更」だけは承認しない。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p> <p>[C]・名義変更先を指定)入力された使用者氏名と一致する申請のみ承認する。(連動手続種別はなし)</p>	
6		使用者氏名変更 (同一人物への変更)	6	姓名のうち、同名であれば書面確認不要	変更指定がない場合、申請時の書面による旧姓確認が必須だが、名が同じであれば書面確認不要とする。	
7		使用者住所変更 連動関連項目	7	<p>[A]全軽太郎に限る</p> <p>[B]〇〇県〇〇市内に限る、使用者住所=本拠に限る</p> <p>[C]番変不可</p>	<p>[A]・(項目5、6と一緒に使用する想定)</p> <p>・住所変更先が入力された使用者の住所の場合は承認。</p> <p>・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承認。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p> <p>[B]・住所変更先が入力された範囲であれば申請を承認。ただし、使用的本拠の位置は、使用者の住所と同じ場合のみ承認※。</p> <p>・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承認。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p> <p>※連動手続種別は「申請内容に変更が発生していれば承認する」補助的に作用するため、使用的本拠の位置を変更しない申請をすることも可能。制御したい場合は入力が必要です。</p> <p>[C]・住所変更先は問わない。</p> <p>・申請に伴い、変更が発生する連動手続種別のうち、「車両番号変更」だけは承認しない。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p> <p>・車両番号変更を承認しないことにより、住所変更先は同一管轄の範囲外を指定できないようになる。(ただし、単なる番号変更も承認されない)</p>	
8		車両番号変更 連動関連項目	8	管轄は「〇〇」に限る	車両番号変更が入力された範囲であれば申請を承認。転居範囲等を限定する際に使用。	
9		使用本拠位置変更 連動関連項目	9	<p>[A]〇〇県〇〇市内に限る</p> <p>[B]使用者住所=本拠に限る</p> <p>[C]〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇に限る</p>	<p>[A]・変更先が入力された範囲であれば申請を承認。</p> <p>・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承認。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p> <p>[B]・使用的本拠の位置が変更となる場合は、使用者住所と同じ申請に限って承認。(使用者は申請時に住民票等の書面確認が行われるが、使用的本拠は書面提出不要のため)</p> <p>[C]・名義変更先を指定)</p> <p>・入力された使用者住所と一致する申請のみ承認。</p> <p>・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承認。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p>	
10		自動車検査証返納届出	10	一時使用中止 連動関連項目	<p>自社名義に限る</p>	<p>・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請は承認。</p> <p>・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承認。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p>
11			11	解体・滅失・用途廃止・輸出 連動関連項目	<p>[A]自社名義に限る</p> <p>[B]「〇〇」届出に限る</p>	<p>[A]・定型文「自社名義に限る」の入力により使用者が登録所有者と同じ申請は承認。</p> <p>・申請に伴い、連動手続種別の変更が発生した場合も承認。(連動手続種別についてはフラグ説明資料B参照)</p> <p>[B]・解体・滅失・用途廃止・輸出届出のうち、承認する届出を限定する場合に使用。</p>
12		自動車検査証返納後の申請届出	12	(想定なし)		<p>・使用する場合は、項目10、11の変更指定に沿った内容にする必要があります。</p>
13		所有者変更記録 (氏名変更)	13	「〇〇株式会社」に限る	(売買により所有権を他社に移転)譲渡先の会社名を入力し、一致する申請のみ承認。	
14		所有者変更記録 (住所変更)	14	「〇〇県〇〇市〇〇…」に限る	(売買により所有権を他社に移転)譲渡先の会社の住所を入力し、一致する申請のみ承認。	

承諾内容による設定例①	承諾する手続種別	項目番号	変更指定	解説
県外(〇〇県〇〇市内)へ引っ越しすると連絡があった使用者に対して設定する承諾フラグ	使用者住所変更	7	〇〇県〇〇市内に限る	・「使用者住所変更(項目7)」の変更指定に聴取した地域等を入力するなど、変更可能な範囲を指定できる。
	車両番号変更	8	※「使用者住所変更」の連動手続種別として承認	・申請に伴い、連動手続種別(車両番号変更、使用本拠位置変更)の変更が発生した場合も承認。(詳細はフラグ説明資料B参照)
	使用本拠位置変更	9	※「使用者住所変更」の連動手続種別として承認	